

益田市奨学金利用のしおり

益 田 市

1 はじめに

益田市奨学金制度は、市制施行 10 周年を記念して昭和 37 年に発足し、「向学心に燃えながら経済事情等により就学困難な学生、生徒に学資を貸付け、将来国家社会に有用な人材を育成すること。」を目的として制度化されたものです。

この制度は一般の人からの寄付金と市の積立金を基金とし、寄付金及び利息並びに貸付けた償還金をもって運用しています。この制度のご利用を希望される方は、このしおりを熟読のうえ手続きをしてください。（申請受付後、益田市奨学金貸付条例等により選考し決定します。）

2 制度の概要

(1) 貸付を受ける資格

学校教育法第 1 条に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、及び大学並びに同法第 124 条に規定する専修学校等に在学、又は入学見込みの人で、次の条件を満たしている人。

ア 本人又は扶養義務者が市内に住所を有していること。

イ 人物が優れ、学習意欲旺盛な人。

ウ 学資の支出が困難な人。

(ウについては、別紙<収入・所得の目安>をご参考にしてください。)

(2) 奨学金の額及び期間

奨学金の額は下記のとおりで、貸付期間は奨学生が在学する学校の正規の修業期間です。奨学金は原則として毎月送金します。

★貸付金額

- | | |
|------------------|-------------|
| ◎高等学校（特別支援学校高等部） | 月額16,000円以内 |
| ◎高等専門学校及び専修学校 | 月額20,000円以内 |
| ◎大学（短期大学を含む） | 月額25,000円以内 |

(3) 奨学金の休止及び停止

次の場合には奨学金が休止又は停止となります。

- ア 休学したとき。・・・休学期間中のみ休止
- イ 卒業の見込がないと認められたとき。・・・停止
- ウ 奨学金を必要としない事由が発生したとき。・・・停止
- エ その他、奨学生として適当でないとき。・・・停止

(4) 奨学金の返還方法

奨学金は無利子とし、返還は原則として次のとおり行うこととなっています。

- ア 卒業した年の翌年4月から6年以内で返還。
- イ 高等学校と大学など2校にわたって奨学金を受けた場合は卒業した年の翌年4月から8年以内で返還。

※ 上記ア、イの返還は月賦、年賦、半年賦又はその他の割賦方法で期間内に納付していただきます。その額は年額が借入れ総額のアは6分の1以上、イは8分の1以上です。なお、返還は奨学金を受けた修学期間が完了（卒業）したとき、返還計画表を提出していただき、この計画表に基づき返還をしていただきます。

ウ 次の各項目の一つに該当するときは、ただちに奨学金を返還しなければなりません。

- ①奨学金の貸付を停止されたとき。
- ②退学したとき。
- ③奨学生であることを辞退したとき。

(5) 返還の猶予又は免除

ア 返還の猶予は、奨学生又は奨学生であった人が、疾病その他特別の事情により返還が困難な場合、申請により猶予が認められます。

イ 返還の免除は、奨学生又は奨学生であった人が、次の各項目の一つに該当することとなった場合、奨学金の全部又は一部が返還を免除されます。ただし、すでに返還された金額は対象となりません。

① 本人が死亡したとき。

② 本人が精神、又は身体に著しい障害を生じ、返還が出来なくなったとき。

③ 本人に重大な災禍、その他特別の理由により返還が出来なくなったとき。

(6) 他の奨学制度との併給

匹見地域出身又は在住の高校生等を対象にした斎藤驍育英基金との併給はできませんが、その他の制度との併給は制限がありません。

3 その他

詳しいことや不明なことについては、下記へお問い合わせください。

〒698-0024

島根県益田市駅前町17-1 益田駅前ビルEAGA1階
益田市教育委員会事務局教育総務課

TEL 0856-31-0441

別 紙

<収入・所得の目安>

世帯人数	給与所得者の年間収入	左記以外の者の年間所得
3人	657万円	286万円
4人	747万円	349万円
5人	922万円	514万円

※上記については、あくまで目安であって、選考後、市長が奨学生を決定することとなります。